

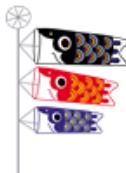
生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぷ

第5号（2017年5月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。

当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務運営に関する適切な情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぷ】を発行しています。

また、今月号は、4月より新しくこの事業の担当となりました、陣内が執筆いたします。この場をお借りしてご挨拶をさせて頂きます。市民の皆様、何卒よろしくお願ひ致します。



【生活福祉資金】の貸付あっせんを行い、 早期の生活再生を支援します！



「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象として、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにすることを目的としています。この制度は、消費者金融や銀行からの融資とは異なり、無利子または低利子での貸付を行っております。

ただし、誰でもすぐお金を借りられるわけではなく、貸付を行うには審査があります。

- 連帯保証人：原則として1名必要。
(無しの場合でも申込可)



貸付金にはいくつか種類があり、今回はその中の「総合支援資金」について取り上げます。総合支援資金は、失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯を貸付対象とする資金です。

総合支援資金における貸付金利率は、連帯保証人有りの場合は無利子、無しの場合は年1.5%となります。また、総合支援資金にもさらに細かく下記の3種類があります

- ①生活支援費：生活再建までの間に必要な生活費用
- ②住居入居費：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- ③一時生活再建費：生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

この制度についてのご質問・お問合せ、
借入れの相談・お申込につきましては、
下記連絡先までご連絡ください。

※お金は、支給ではなく、
あくまで一時的な貸し出しです。
そのため、お金は後ほど返済して
頂く必要があります。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590
【相談時間】8:30 ~ 17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始
北島（主任相談支援員）・陣内（自立相談支援員）・松本（家計相談支援員）